

この報告書は、「被扶養者申告書」を提出する際（被扶養者であった者が引き続き被扶養者になる場合、及び被扶養者の要件を欠くに至った場合を除く。）に提出してください。

## 被扶養者個人番号報告書

組合員 本人	氏 名		所属所名	
	組合員証番号		所属コード	

被扶養者 ①	個人番号													
	氏 名													

被扶養者 ②	個人番号													
	氏 名													

被扶養者 ③	個人番号													
	氏 名													

- この報告書は、「被扶養者申告書」を提出する際（被扶養者であった者が引き続き被扶養者になる場合、及び被扶養者の要件を欠くに至った場合を除く。）に提出してください。
- 「個人番号」欄に、被扶養者の個人番号カード等に記載されている個人番号（12桁）を記入してください。
- 被扶養者の個人番号等の確認は、組合員本人が行ってください。よって所属所に個人番号カード等の確認書類を提示する必要はありません。
- この報告書を公立学校共済組合広島支部に提出する際、所属所は「個人番号報告書送付票」を付してください。また、封筒に「個人番号関係書類在中」と朱書きし、該当者の「被扶養者申告書」に関する書類以外は同封せずに、必ず簡易書留郵便で提出してください。

### 【個人番号の利用目的について】

当組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために、個人番号を利用します。